明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○農林水産省設置法の一部を改正する法律（六五）　三
○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（六六）　六
○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律（六七）　二
○東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律（六八）　二

〔政　令〕
○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（一六八）　二

〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務二〇六）　三

〔官庁報告〕
国家試験
平成二十三年度航空管制官採用試験公告（人事院）　一七
平成二十三年度皇宮護衛官採用試験公告（同）　一八
平成二十三年度刑務官採用試験公告（同）　一九
平成二十三年度入国警備官採用試験公告（同）　二〇
平成二十三年度航空保安大学校学生採用試験公告（同）　二三
平成二十三年度海上保安大学校学生採用試験公告（同）　二三
平成二十三年度海上保安学校学生採用試験公告（同）　二三
平成二十三年度気象大学校学生採用試験公告（同）　二四
平成二十三年度航空管制官採用試験試験専門委員（同）　二六
平成二十三年度秋期情報処理技術者試験（経済産業省）　二七
平成二十三年航空工場検査員国家試験（同）　二八

〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　二九
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　三一
特殊法人等
税理士登録者関係　三三
会社その他
会社決算公告　三四

本号で公布された法令のあらまし

◇農林水産省設置法の一部を改正する法律（法律第六五号）（農林水産省）

1　地域センターの設置

地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止するとともに、地方農政局及び北海道農政事務所の分掌機関として地域センターを設置することとした。（第一九条及び第二二条関係）

2　北海道農政事務所の分掌事務の見直し

北海道農政事務所の分掌事務について、農業経営の改善及び安定に関する事務全般を分掌する旨規定の整備を行うこととした。（第二一条第一項関係）

3　この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（法律第六六号）（国土交通省）

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正関係

1　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の行う特別債券の発行等の業務

(一)　機構は、次の業務を行うことができることとした。

(1)　北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社の経営の安定を図るため、これらの会社が引き受けるべきものとして鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券（以下「特別債券」という。）を発行すること。（附則第四条第一項第一号関係）

(2)　特別債券の償還及び特別債券に係る利子の支払を行うこと。（附則第四条第一項第二号関係）

(3)　北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に対し、特別債券の引受けに要する資金に充てるための資金を無利子で貸し付けること。（附則第四条第一項第三号関係）

(二)　特別債券の償還期間は二〇年とし、その利率は市場金利の動向その他の事情を勘案して国土交通大臣が定めることとした。（附則第四条第三項関係）

(三)　(一)の(3)の規定による貸付金の償還期間は二〇年とし、その償還は一括償還の方法によることとした。（附則第四条第五項関係）

(四)　(一)の業務に関する経理は、特例業務勘定において行うこととした。（附則第四条第六項関係）

2　機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け及び助成金の交付の業務

(一)　機構は、平成三二年三月三一日までの間、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対し、老朽化した鉄道施設等の更新その他これらの会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付を行うことができることとした。（附則第五条第一項関係）

(二)　(一)の業務に関する経理は、特例業務勘定において行うこととした。（附則第五条第三項関係）

3　区分経理の特例

(一)　機構は、平成五年度から平成九年度までの間に行われた新幹線鉄道の建設に関する事業に係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てるため、平成二三事業年度において、特例業務勘定の積立金の額に相当する金額のうち、同勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を、建設勘定に繰り入れることができることとした。（附則第六条第一項関係）

(二)　機構は、三の業務に必要な費用（平成二三年四月一日から平成三三年三月三一日までの間における鉄道線路の使用に係るものに限る。）に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を同勘定から建設勘定に繰り入れることができることとした。（附則第六条第三項関係）